

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東与賀町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成30年5月8日

佐賀県知事 山口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	北御門 実	佐賀市川副町大字小々森442番地	平成30年3月27日 退任
〃	北御門 正明	〃 〃 〃 548番地2	平成30年4月1日 就任